

草津市の観光情報発信コンテンツ制作に係る取材業務

仕様書

1. 業務名称

草津市の観光情報発信コンテンツ制作に係る取材業務

2. 目的

一般社団法人草津市観光物産協会（以下「協会」という。）では、草津市への観光誘客事業の一環として、草津市内の観光施設や飲食店の情報を発信するWEBサイト「草津観光&物産まるごとガイド」を運営している。しかしながら、現状のコンテンツは施設やイベント情報のみの掲載に留まり、草津を訪れる観光客に、どのような時間を過ごし、どのような体験を享受できるかという内容まで十分に提示できていない現状がある。そこで本業務では、草津市の観光資源を楽しむ旅を多面的、複合的に訴求し、誘客を促進するために必要な情報の収集とコンテンツの制作を目的とする。

加えて、次年度以降、協会が制作、発信するパンフレット、WEBサイトやSNS等に本事業で収集した情報コンテンツを活用し、観光プロモーション活動の基盤を整備・強化することを目的とする。

3. 業務概要

本業務は、コンテンツの制作に伴う業務全般（コンテンツの企画、関係各所への取材、撮影、記事作成）とする。

4. 業務履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

5. 予算額

委託料の上限は、以下のとおりとする

900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6. 業務内容と留意点

(1) コンテンツの企画

(2) 取材

(3) コンテンツの制作

(留意点)

- ・コンセプトや目的、デザイン、ターゲット、テキスト内容の質・量に配慮したものとし、観光客の目線を重視し制作にあたること。掲載するテキストは基本、受注者が行う取材で入手するオリジナルなものとするが、それを補助するパンフレットの資料や情報は、協会

と協議の上、求めることができるものとする。

- ・写真（イラストを含む）については、基本、受注者にて準備することとするが、その場合は、著作権フリーのものを使用し、許諾が必要な場合は受注者にて手続きを行うものとする。
- ・コンテンツの制作にあたり、素材の選定や、草津市内の観光情報の取得に関して必要が生じた場合、ならびに、取材の際は、協会および関係事業者と十分協議、調整を図りながら進めること。

7. 成果物

(1) 成果物

- ①Word で作成した原稿（デジタルデータ）
- ②イラストデータ（必要に応じて提出）
- ③受注者にて撮影した写真原稿は、データ加工物（トリミング、その他印刷に必要な加工）と撮影写真一式。

(2) 納品期限 令和5年2月28日（火）

(3) 納品方法 DVD-ROM にまとめて納品すること。

8. 実施体制などの要件

- (1) 業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 受注者において、全体ディレクション担当者および、コンテンツ制作担当者を含むチームで業務の遂行にあたること。

9. 著作権の譲渡について

本業務の成果物の所有権及び著作権は、協会へ帰属するものとする。

協会は、受注者の承諾を受けることなく本業務の成果物を改変し、または本業務以外の用途にも使用することができるものとする。

10. 特記事項

- ・本業務にあたっては、著作権や肖像権など各種権利を侵すことのないよう最善の注意をもって業務にあたること。
- ・受注者の提案により使用した写真やイラスト、引用部分などに著作権料や肖像権料などが発生する場合の経費は、受注者の負担とする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。